

乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）

2006.04.14

皆さんは子どもの病気が少し回復して保育園や幼稚園に出すのには忍びないが、勤務先からは出勤を要請されたあるいは子どもの病気のために休みが続いて解雇の心配がある、などのときにはどのようにされていますか？一時保育やファミリーサポートはずいぶん普及しましたが、病児あるいは病後児を原則受け入れてはくれません。

国はこのような状況のお子さんに対して、都道府県、市町村に働きかけ乳幼児健康支援一時預かり事業を行うように要請しています。厚生労働省の定義によれば、この事業は病気回復期にあり、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な保育所に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的に止むを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童が対象になり、病院や診療所が行う場合には病後児の他に病児も含めても差し支えないこと、保育園児以外でも対象にしてよいことなどを謳っています。

北海道では札幌に3ヶ所、函館市、旭川市にそれぞれ1ヶ所、病院の事業として、設置されているほか全部で9ヶ所でこの事業がすすめられています。北海道以外の都府県では地域の小児科の診療所が子育て支援の一環としてこの事業に取り組んでいるようです。

子どもを預けて仕事を始めても、保育園児など集団生活を余儀なくされているおさんは、病気にかかって熱を出したり、嘔吐をしたりということを止めることが出来ません。老人介護が介護保険の導入により個人が対応するものから社会が対応することに変わったように、病気になってしまった子どもも親がみるべきものから、地域社会が一体となって支えていくものになっていかなければならないのでしょう。

私どものクリニックでは、この事業に昨年からの取り組み、地域のご支援のもと、この4月から子どもを受け入れる準備が整いました。詳しくは病後児保育室 ほしのこ 電話 050-2020-9955 にお問い合わせください。